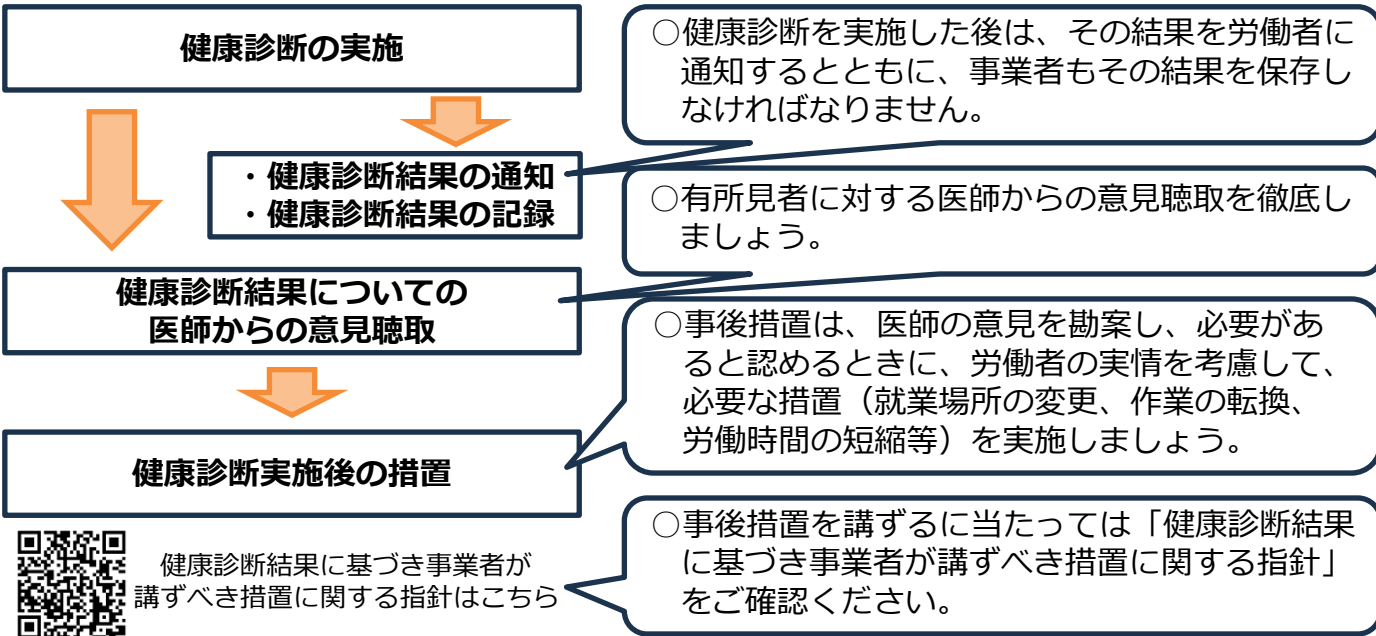


# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**  
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



**<地域産業保健センターのご案内>**  
地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**
  - 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
  - これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。  
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
  - 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。
- ※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。  
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。
- エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
  - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
  - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
  - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
  - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
  - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
  - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
  - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
  - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
  - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進  
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
  - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した目のセルフチェックの推進
  - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
  - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

(別添2)



(別添3)



(別添4)



(別添5)



(別添6)



(別添7)



(別添8)



(①)



(②)



(③)



(④)



(⑤)



(⑥)



(⑦)



(⑧)



(⑨)



(⑩)



(⑪)



# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるものの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん



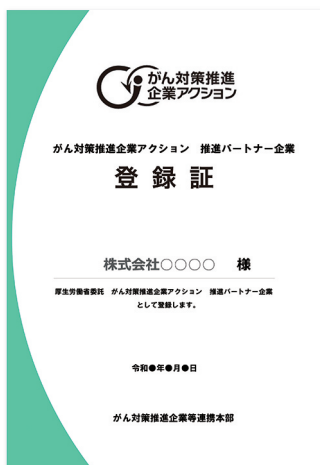
ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局・労働基準監督署

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！  
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進パートナー登録証をお送りします



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



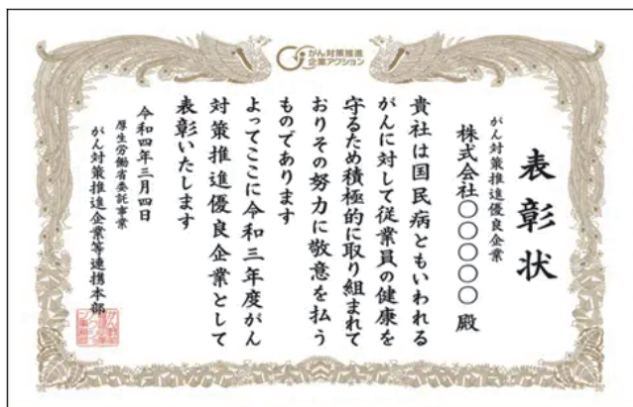
毎月最新の情報をNewsとしてお届け



特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



YouTubeでも議長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



推進パートナー登録で中川先生監修の「がん教育eラーニング」を何名でも無料で受講できます！

## ▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川恵一先生先生をアドバイザー・ボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

## ▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがん罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

## ▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

eラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの登録フォームからお申し込みください

事務局にて確認後登録手続きを行います

登録手続き完了後登録証などをお送りします

登録完了



# 働く女性の健康推進に取り組みましょう

－ 産業保健総合支援センターをご活用ください －

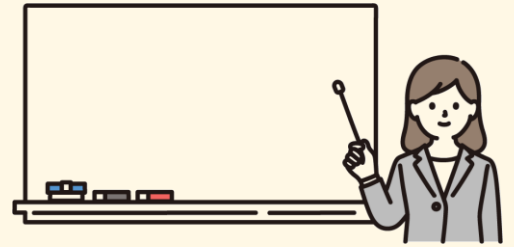
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、  
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

## 女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく  
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の  
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する  
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ  
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講  
してください。



2

## 職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健  
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相  
談センターにご案内するなど、産業保健総合支  
援センターの保健師が連携コーディネーターと  
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受  
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの  
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



# その他女性の健康支援に役立つツール

## ● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。

企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



## ● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



## ● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）  

- ☐ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
➤ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底  

- ☐ 通路等の凹凸につまずいて転倒  
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消  

- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
➤ 適切な通路の設定  
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」  

- ☐ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒  
➤ 設備、什器等の角の「見える化」  

- ☐ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる  


## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒  
➤ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）  

- ☐ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
➤ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）  

- ☐ ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒  
➤ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➤ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
➤ 隣接エリアまで濡れないよう処置  

- ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒  
➤ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う  

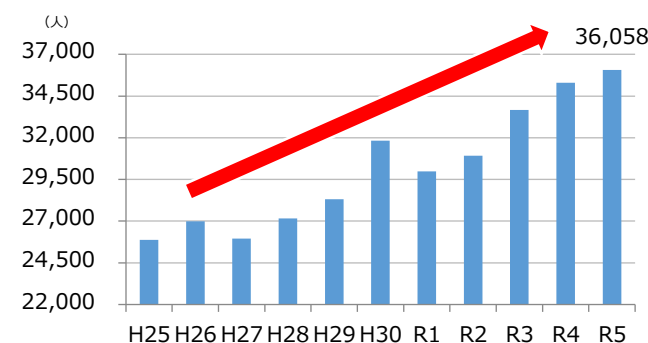

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

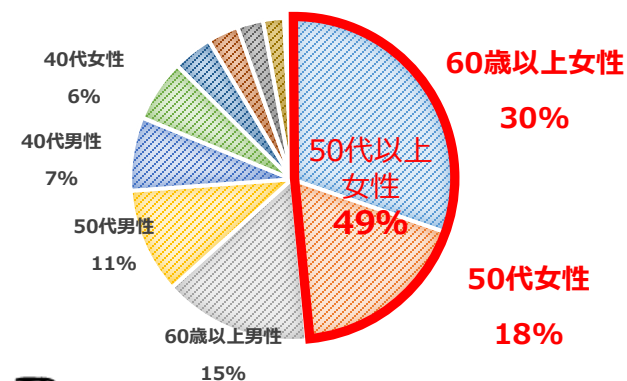


## 職場で転倒して骨折（転倒災害）

### 転倒災害は増加の一途



### 性別・年齢別内訳（令和5年）



### 転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

### ➤ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



### ➤ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



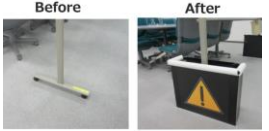
# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）  
➢ 走らせない、急がせない仕組みづくり  

- ☐ 通路の段差につまずいて転倒  
➢ 事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」  
➢ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起  

- ☐ 設備、家具などに足を引っかけて転倒  
➢ 設備、家具等の角の「見える化」  

- ☐ 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒  
➢ 介助の周辺動作のときも焦らせない  
介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ  

- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」  

- ☐ コードなどにつまずいて転倒  
➢ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる  


## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）  

- ☐ 浴室等の水場で滑って転倒  
➢ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）  
➢ 滑りにくい履き物を使用させる  
➢ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置  

- ☐ こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放）  

- ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う  
➢ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起  


（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



エイジフレンドリー補助金

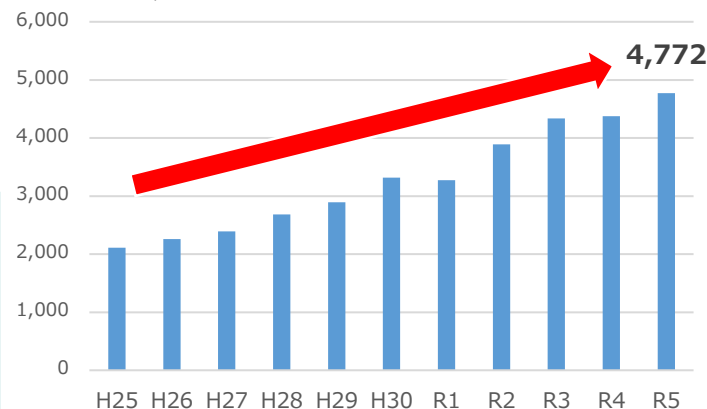


中小規模事業場  
安全衛生サポート事業

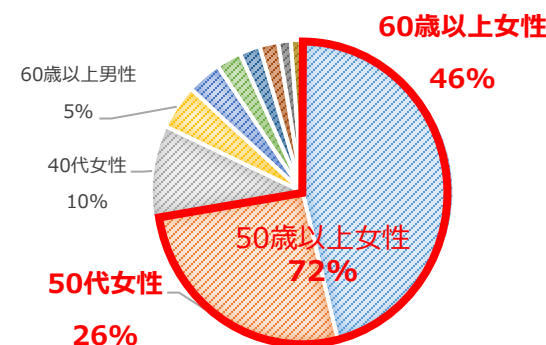


## 職場で転倒して骨折（転倒災害）

### 社会福祉施設での転倒災害は増加の一途



### 性別・年齢別内訳（令和5年）



### 社会福祉施設での転倒災害による平均休業日数（令和5年）

46.1日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

➢ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」 （出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



➢ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 （出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署